

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

高次脳機能障害者支援法の施行について（通知）

高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）は、令和 7 年 12 月 24 日に公布されており、また、法に基づき、高次脳機能障害者支援法施行令（令和 8 年政令第 60 号。以下「令」という。）が本年 3 月 25 日に公布され、いずれも本年 4 月 1 日から施行される。法の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺漏のないようにご配慮願いたい。また、各都道府県知事におかれては、管内市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）への周知徹底を併せてお願いする。

なお、法の施行に際しての留意点等については、別途通知する。

記

第 1 法の趣旨

高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由により、高次脳機能障害者が適切な支援を受けることができず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があることに鑑み、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めることにより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図り、もって高次脳機能障害者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に資することを目的とすること。（第 1 条関係）

第 2 法の概要

1 定義について

- (1) 法における「高次脳機能障害」の定義について、法第 2 条第 1 項において「疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう」とすること。

また、法第2条第1項の「認知機能の障害であって政令で定めるもの」については、令第1条において「記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害（先天性疾病による認知機能の障害、周産期における胎児又は新生児が受けた脳の損傷による認知機能の障害並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害に該当する認知機能の障害を除く。）とする」とすること。（第2条第1項関係）

（2）法において「高次脳機能障害者」とは、高次脳機能障害がある者であって、高次脳機能障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとする。（第2条第2項関係）

（3）法において「社会的障壁」とは、高次脳機能障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。（第2条第3項関係）

2 基本理念

（1）高次脳機能障害者に対する支援は、高次脳機能障害者の意思を尊重しつつ高次脳機能障害者の自立及び社会参加の機会が確保されること並びに地域社会において高次脳機能障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳を保ちつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならないこと。（第3条第1項関係）

（2）高次脳機能障害者に対する支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならないこと。（第3条第2項関係）

（3）高次脳機能障害者に対する支援は、個々の高次脳機能障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われなければならないこと。（第3条第3項関係）

（4）高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を講ずるに当たっては、高次脳機能障害者とその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないこと。（第3条第4項関係）

3 国の責務

（1）国は、2の基本理念にのっとり、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有すること。（第4条第1項関係）

（2）国は、（1）の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、（1）の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるものとする。（第4条第2項関係）

4 地方公共団体の責務

- (1) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有すること。(第5条第1項関係)
- (2) 地方公共団体は、(1)の責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、(1)の施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。(第5条第2項関係)

5 事業主の努力

事業主は、高次脳機能障害者又はその家族の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、基本理念にのっとり、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならないこと。(第6条関係)

6 国民の努力

国民は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならないこと。(第7条関係)

7 関係者の連携及び協力

国、地方公共団体、高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。(第8条関係)

8 法制上の措置等

政府は、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。(第9条関係)

9 資料の作成及び公表等

- (1) 政府は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。(第10条第1項関係)
- (2) 地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならないこと。(第10条第2項関係)

第3 高次脳機能障害者に対する支援に関する施策

1 地域での生活支援

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、高次脳機能障害者に対し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、社会生活への適応のために必要な訓練を受

ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保、社会的活動への参加の促進その他の生活の質の維持向上のための支援その他必要な支援に努めなければならないこと。(第 11 条関係)

2 教育的支援

- (1) 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り高次脳機能障害児童生徒等が高次脳機能障害児童生徒等でない者と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講ずるものとする。(第 12 条第 1 項関係)
- (2) 大学及び高等専門学校は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。(第 12 条第 2 項関係)

3 就労の支援

- (1) 国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が就労することができるようにするため、高次脳機能障害者の就労を支援するために必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないこと。(第 13 条第 1 項関係)
- (2) 地方公共団体は、必要に応じ、高次脳機能障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。(第 13 条第 2 項関係)
- (3) 事業主は、高次脳機能障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないこと。(第 13 条第 3 項関係)

4 権利利益の擁護

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その高次脳機能障害のために差別され並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進することその他の高次脳機能障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。(第 14 条関係)

5 司法手続における配慮

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、

家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、高次脳機能障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。こと。（第 15 条関係）

6 高次脳機能障害者の家族等に対する支援

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、高次脳機能障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、高次脳機能障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならないこと。（第 16 条関係）

7 相談体制の整備

国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の高次脳機能障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。こと。（第 17 条関係）

8 情報の共有の促進

国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。こと。（第 18 条関係）

第 4 高次脳機能障害者支援センター等

1 高次脳機能障害者支援センター等

（1）都道府県知事は、次に掲げる業務を、高次脳機能障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うことができる。こと。（第 19 条第 1 項関係）

イ 高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

ロ 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。

ハ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

ニ 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

ホ イからニまでに掲げる業務に附帯する業務

（2）（1）の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行うこと。（第 19 条第 2 項関係）

- (3) 都道府県知事は、(1)の業務を高次脳機能障害者支援センターに行わせ又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。こと。(第19条第3項関係)
- (4) 高次脳機能障害者支援センターに関し、役職員等の秘密保持義務、報告の徴収等、改善命令、指定の取消し等の所要の規定を整備すること。(第20条から第23条関係)

2 専門的な医療機関の確保等

- (1) 都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができると認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならないこと。(第24条第1項関係)
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の医療機関の相互協力を推進するとともに、(1)の医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。こと。(第24条第2項関係)

3 高次脳機能障害者支援地域協議会

- (1) 都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならないこと。(第25条第1項関係)
- (2) (1)の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。こと。(第25条第2項関係)

第5 雑則

1 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。こと。(第26条関係)

2 医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、医療、保健又は福祉の業務に従事する者に対し、高次脳機能障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。(第27条関係)

3 地方公共団体及び民間団体に対する支援

- (1) 国は、地方公共団体が実施する高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。こと。(第28条第1項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。 (第 28 条第 2 項関係)

4 専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講ずるものとする。 (第 29 条関係)

5 調査研究等

国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、高次脳機能障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の高次脳機能障害の原因の究明並びに診断及び治療、高次脳機能障害者に対する支援の方法等に関する必要な調査、研究及び検証並びにそれらの成果の活用のため必要な措置を講ずるものとする。 (第 30 条関係)

6 大都市の特例

法中都道府県が処理することとされている事務 (法第 19 条第 1 項及び第 3 項、第 21 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 24 条第 1 項並びに第 25 条第 1 項の事務) については、令第 2 条に定めるとおり、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。 (第 31 条関係)

第 6 施行期日等

1 施行期日

法は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。 (附則第 1 項関係)

2 検討

国は、この法の施行後 3 年を目途として、この法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第 2 項関係)